

証券コード 7063
2026年9月14日

株 主 各 位

東京都渋谷区松濤一丁目5番3号
株 式 会 社 B i r d m a n
代表取締役社長 吉 川 元 宏

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://birdman.tokyo>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR」「IRライブラリ」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://birdman.tokyo/ir/meeting/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「Birdman」又は「コード」に当社証券コード「7063」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年9月28日（月曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年9月29日（火曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル5階
『TKPガーデンシティ渋谷』 カンファレンスルーム5C
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項 1. 第14期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
- 第2号議案** 監査等委員である取締役2名選任の件

以 上

◎株主総会の各議案については、ご来場いただくずに書面（郵送）により議決権を行使することができますので、そちらのご利用もご検討ください。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成があったものとして取り扱いいたします。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨修正前及び修正後の事項を記載いたします。

◎株主総会にご出席の皆さまへのお土産はございません。

事業報告

(2025年7月1日から)
(2026年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、穏やかな回復基調が見られた一方、物価上昇、各国の金利政策による為替変動、収束の兆しが見えないウクライナ戦争に加え、イスラエルとアメリカ合衆国によるイラン攻撃等の影響による歴史的な円安が継続し、原材料価格や原油を中心とするエネルギー価格の値上げ圧力にさらされており、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況下において、当社グループは、2期連続の業績の大幅な悪化等を踏まえ、2025年9月26日開催の第13回定時株主総会において、経営体制を強化いたしました。

また、当社は、事業ポートフォリオの多角化及び安定的な収益源の確保を目的として、再生可能エネルギー事業へ参入するとともに、「中期経営計画（5ヵ年中期経営計画）」を策定し、既存の広告・クリエイティブを主体とする事業を、より多層的な戦略事業ポートフォリオへと転換し、経営基盤の強化を図ってまいります。

当連結会計年度は、再生可能エネルギー事業を本格的に開始したものの、MS事業において事業基盤の整備及び新たな事業計画の策定に時間を要し、EX事業においても新たな事業戦略の具体化に時間を要したこと等から、受注活動が遅れ、減収となりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は294,383千円（前連結会計年度比7.7%減）、営業損失は825,695千円（前連結会計年度は営業損失561,214千円）、経常損失は1,552,670千円（前連結会計年度は経常損失684,530千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は1,525,543千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失715,849千円）となりました。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、事業施策により収益性を高め、財務施策により資金繰りに改善を図る目的として、2026年3月に第三者割当による新株式発行及び第三者割当による第9回新株予約権発行を実施し、第8回新株予約権の行使と併せ、発行総額2,023,722千円の調達を行いました。

本資金は、運転資金及び再生可能エネルギー事業の運営資金等に充当しております。

④ 重要な企業再編の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (2023年 6 月期)	第 12 期 (2024年 6 月期)	第 13 期 (2025年 6 月期)	第 14 期 (当連結会計年度) (2026年 6 月期)
売 上 高(千円)	4,484,483	2,085,456	319,062	294,383
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	42,997	△2,021,554	△684,530	△1,552,670
親会社株主に帰 属する当期純損(千円) 失(△)	△7,863	△3,028,783	△715,849	△1,525,543
1株当たり 当期純損失(△)(円)	△1.53	△576.48	△69.81	△56.38
総 資 産(千円)	2,912,285	375,940	1,886,964	1,810,699
純 資 産(千円)	512,554	△1,446,953	255,036	728,441
1株当たり純資産(円)	99.69	△226.27	10.81	21.38

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (2023年 6 月期)	第 12 期 (2024年 6 月期)	第 13 期 (2025年 6 月期)	第 14 期 (当事業年度) (2026年 6 月期)
売 上 高(千円)	3,058,502	2,085,456	319,062	294,383
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	48,538	△2,065,467	△643,487	△1,552,601
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	1,313	△3,042,651	△715,869	△1,525,500
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△)(円)	0.25	△579.12	△69.81	△56.38
総 資 産(千円)	2,920,958	588,763	2,100,667	1,812,319
純 資 産(千円)	530,175	△1,444,371	258,556	730,097
1株当たり純資産(円)	103.13	△225.88	10.98	21.43

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
(株) LIVE-ad	1,000万円	100%	・アーティストのマネジメント及びプロデュース ・マーチャンダイジング及びコンサートやイベントの企画・制作・運営 ・ファンクラブ運営 ・デジタルコンテンツの企画・制作・販売・配信

③ 事業年度末における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

物価上昇、各国の金利政策による為替変動、収束の兆しが見えないウクライナ戦争に加え、イスラエルとアメリカ合衆国によるイラン攻撃等の影響による歴史的な円安が継続し、原材料価格や原油を中心とするエネルギー価格の値上げ圧力にさらされており、依然として先行き不透明な状況が続いておりますが、穏やかな回復基調が見られております。

2025年の日本の総広告費は、通年で8兆623億円（前年比5.1%増）となり、1947年の推定開始以降、4年連続で過去最高を更新いたしました（出所：株式会社電通「2025年 日本の広告費」）。このように、当社グループの主力事業であるMS事業のマーケットは依然として拡大傾向にあります。

当社グループは、このような事業環境のもと、再生に向けてグループ一丸となり、当社創業時からの主力事業であるMS事業の立て直しを図るとともに、EX事業における新たな事業戦略の具体化を進め、さらに新たな収益の柱として再生可能エネルギー事業の確立に取り組んでまいります。

このような環境に対し、継続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指し、以下のような課題に取り組んでまいります。

① 優秀な人材の育成及び確保と事業領域の拡大

当社は、これまで適任な人材を採用し、サービスラインナップを増やすことで事業領域を拡大してまいりました。サービスラインナップを充実させることで、多様な顧客ニーズに対応した最適な提案が可能になり顧客からの高い評価が得られると考えております。しかしながら同時に、顧客が顧客自身や商品・サービスの認知・販売促進のために求めるサービスは、当社のサービ

スラインナップの枠を越えた領域にも及んでおり、当社が更に顧客ニーズに合ったサービス提案を行うためには、より一層サービスラインナップを充実させ、事業領域を拡大することが必要であると認識しております。

当社が提供するサービスの品質は、サービスを提供する人材に依存する部分があるため、当社のサービス力の源泉は、発想豊かな優秀な人材により支えられていると認識しております。優秀な人材にとって魅力のあるプロジェクトの提供を続けることで人材流出の防止を図るとともに、新卒・中途採用を積極的に展開し、併せて既存社員の育成に努めてまいります。

② クリエイター・ライバーの発掘・育成

引き続き、日本に限らずグローバルに活躍するアーティスト・クリエイターの発掘を行うとともに、今や1,000億円規模に迫る巨大市場へと変貌した国内TikTokエコシステムを成長市場と捉え、独自の教育及び活動支援体制を構築してまいります。2026年7月1日付で設立したクリエイターマネジメント事務所「Birdman Enterprise（バードマンエンタープライズ）」を中心に、TikTok LIVEで活躍するトップライバーであり当社取締役である和光幸希氏を代表として、ライバー及び次世代クリエイターの育成・マネジメント事業を推進し、ファンとブランド（ライバー）をつなぐ「最強の自社チャンネル」の構築に努めてまいります。

③ 多様なマネタイズ機会の創出とエンターテインメントコンテンツの開発

IT等を中心とした技術革新を背景にしたスマートフォンや動画メディアの普及による生活者の情報接点の変化や顧客ニーズの多様化を踏まえ、Birdman Enterprise設立の象徴として立ち上げた女性向け新レーベル「Lustar（ラスター）」の展開や、その第1弾イベントとしてドレスをテーマとしたコンテストイベント「Ms. Grace（ミスグレース）」の開催等を通じて、新たなエンターテインメントコンテンツの開発に取り組んでまいります。また、ライブ配信に留まらず、ライブコマース、自社商品の展開、企業タイアップ等、多様なマネタイズ機会の創出にも努め、クリエイター一人ひとりの長期的なキャリア形成を支援してまいります。

④ コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。今後においても更に人材や子会社等が増加することが想定され、事業の拡大、継続的な成長のためには、コーポレート・ガバナンスの一層の強化が重要な課題であると認識しております。当社の事業規模に応じた適切な体制の構築が必要となり、経営の透明性、効率性及び健全性を確保するとともに経営責任を明確にすることが重要と認識しております。今後においては、内部管理体制の更なる強化を図るとともに、より一層のコーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2026年6月30日現在)

事業区分	事業内容
M S 事業	広告キャンペーン及び戦略的PRの企画遂行、社会課題解決を目的としたコミュニケーション、実行まで見据えたデジタルコアな戦略立案や事業企画、SPサービス・PRサービス・クリエイティブサービス、そして、メタバース型バーチャルプラットフォームサービス等を提供する事業です。また、MoldBreaking株式会社との業務提携により、ライブコマース領域への事業拡大にも取り組んでおります。
E X 事業	アーティストのマネジメント及びプロデュース、ファンクラブ運営、マーチャンダイジング及びコンサートやイベントの企画・制作・運営、そして、デジタルコンテンツの企画・制作・販売・配信等、クリエイティブやデジタル・テクノロジーを駆使し、新進気鋭のアーティストやクリエイターと連携しながらエンタメサービス等を提供する事業です。また、国内TikTokエコシステムを成長市場と捉え、クリエイターマネジメント事務所「Birdman Enterprise」を設立し、ライバー及び次世代クリエイターの育成・マネジメント事業にも取り組んでおります。
再生可能エネルギー事業	系統用蓄電池設備の取得・保有・運用を通じ、卸電力市場・需給調整市場・容量市場等における電力取引により収益を獲得するほか、当該設備を第三者に転売することによる収益の獲得も行う事業です。

(6) 主要な営業所及び工場 (2026年6月30日現在)

① 当社

本	社	東京都渋谷区
---	---	--------

② 子会社

(株) L I V E - a d	東京都渋谷区
-------------------	--------

(7) 使用人の状況 (2026年6月30日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
26名(0名)	15名増(-)	33.7歳	1.4年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年6月30日現在)

借入先	借入額
伊達晃洋	569,554千円
株式会社みずほ銀行	80,012千円
株式会社商工組合中央金庫	34,200千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

「該当事項はありません。」

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2026年6月30日現在）

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 90,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 33,720,200株 |
| ③ 株主数 | 5,096名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
K A N D B I N V E S T M E N T L . L . C	7,999,700株	23.72%
伊 藤 繁 三	3,773,900	11.19
株式会社ネクスタ（匿名組合口）	2,981,600	8.84
小 林 亜 佐 美	2,270,000	6.73
岡 三 証 券 株 式 会 社	578,300	1.71
株 式 会 社 Y o u r T u r n	560,000	1.66
矢 口 達 也	500,000	1.48
楽 天 証 券 株 式 会 社	499,500	1.48
藤 原 彬 晃	463,700	1.37
モルガン・スタンレーMUFG証券	321,300	0.95

（注）持株比率は、自己株式（208株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度中に職務執行の対価として当社役員及び使用人等に対し交付した新株予約権の状況

2026年3月5日開催の取締役会決議による第10回新株予約権

- ・新株予約権の数
28,000個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数
普通株式 2,800,000株（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の払込金額
新株予約権1個につき13円（新株予約権の目的である株式1株当たり0.13円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
第10回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、金150円とする。

- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

第10回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

- ・新株予約権を行使することができる期間

2026年4月1日から2028年3月31日まで

- ・新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員、または当社関係者（業務委託契約を締結している個人及び法人の代表者や従業員であり、当社実務に携わっている者）であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、その死亡時において新株予約権者本人が行使しうる株式数を上限としてこれを行行使することができる。

- ・当社役員及び使用人等への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付対象者数
当社取締役 （監査等委員でない取締役会（社外役員を除く））	8,055個	805,500株	3名
当社従業員	11,135個	1,113,500株	9名
当社関係者	8,810個	881,000株	7名

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2026年6月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	吉 川 元 宏	株式会社ペガソス・エレクトラ代表取締役 株式会社コスモアールエス 代表取締役 株式会社ペガサス 代表取締役 株式会社SSS 取締役 株式会社海帆 取締役
取 締 役	和 光 幸 希	
取 締 役	國 松 晃	株式会社SSS 代表取締役会長
取 締 役 (監査等委員)	増 元 大 輔	株式会社リアライズ 取締役 株式会社キレイト 取締役
取 締 役 (監査等委員)	刈 谷 龍 太	株式会社ジェイホールディングス 社外監査役 弁護士法人C-LiA代表社員
取 締 役 (監査等委員)	青 木 健 一 郎	株式会社Btee 代表取締役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）増元大輔氏、取締役（監査等委員）刈谷龍太氏、及び取締役（監査等委員）青木健一郎氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）刈谷龍太氏は弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
3. 2025年10月1日をもって、水谷準一氏は社外取締役（監査等委員）を辞任いたしました。重要な兼職はございません。
4. 2025年9月26日をもって、石原一樹氏は社外取締役（監査等委員）を辞任いたしました。重要な兼職は株式会社石原総合研究所代表取締役、株式会社LDX代表取締役でありました。
5. 当社は、社外取締役（監査等委員）の刈谷龍太氏、社外取締役（監査等委員）の増元大輔氏、社外取締役（監査等委員）の青木健一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

また、2025年9月26日をもって社外取締役（監査等委員）を辞任いたしました石原一樹氏及び2025年10月1日をもって、社外取締役（監査等委員）を辞任いたしました水谷準一氏との間で同様の契約を締結しております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、執行役員およびその他会社法上の重要な使用人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の法律上の損害賠償金、争訟費用等の損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害の場合には填補の対象としませんこととしております。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針（付与時期や条件に関する方針を含む）

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、企業価値の継続的な向上に

資するよう役員にとって適正なインセンティブとなるような配分で、「金銭報酬である固定報酬」と「非金銭報酬等であるストック・オプション」で構成する。

社外取締役の基本報酬は、職責に相応しいものとし、各々の果たす役割、他の上場企業における水準等を考慮して個別に決定し、月次の報酬として支給する。

b. 金銭報酬等に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、他社水準、従業員給与の水準を考慮しながら、取締役会（e. の委任を受けた代表取締役社長）が、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等はストック・オプションとし、株主総会で発行枠の決議を受けた後、取締役会にて詳細内容の発行決議を経たうえで付与する。

ストック・オプションの個数は、役位、職責、他社水準、従業員給与の水準を考慮しながら、取締役会が、総合的に勘案して決定するものとする。

取締役会（e. の委任を受けた代表取締役社長）は 監査等委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、ストック・オプションを付与するかどうかは、業績等を踏まえ、取締役会にて判断するものとする。

d. 報酬等の割合に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位、職責、他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案して決定する。

e. 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の担当業務を踏まえた評価配分をした結果に基づき、各取締役の基本報酬の額を決定することとする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監査等委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等 (ストック・オプション)	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	42 (0)	42 (0)	—	4 (0)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	12 (12)	12 (12)	—	5 (5)
合 計 （うち社外役員）	54 (12)	54 (12)	—	9 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2025年9月26日開催の第13回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分100百万円以内）と決議いただいております。また、上記金銭報酬とは別枠で、2022年9月28日開催の第10回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、ストック・オプション報酬額として年額250百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は1名です。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2025年9月26日開催の第13回定時株主総会において、年額40百万円以内（うち社外取締役20百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の新株予約権であり、割当ての際の条件等は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員及び使用人等に対し交付した新株予約権の状況」に記載しております。
5. 取締役会は、代表取締役社長に一任する決議を行っております。当事業年度のうち、2025年7月から2025年8月までの期間は当時の代表取締役社長である安陪信が、同年9月から2026年6月までの期間は現代表取締役社長である吉川元宏が当該一任決議に基づき、役位、職責等に応じて総合的に勘案し各取締役の金銭報酬の額を決定しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）石原一樹氏は、株式会社石原総合研究所代表取締役及び株式会社LDX代表取締役であります。

当社と各兼職先との間には開示すべき関係はありません。

- ・取締役（監査等委員）青木健一郎氏は、株式会社Btee代表取締役であります。

当社と兼職先との間には開示すべき関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して 行った職務の概要
社外取締役（監査等委員） 水谷 準一	当該事業年度の期首から2025年10月1日辞任までに開催された取締役会3回のうち3回に、また監査等委員会の開催はございませんでした。出席した取締役会では、必要に応じて上場企業、ベンチャー企業での管理業務で培った豊富な経験と高い見識に基づく提言・助言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 石原 一樹	当該事業年度の期首から2025年9月26日辞任までに開催された取締役会3回のうち3回に、また監査等委員会の開催はございませんでした。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に弁護士としての専門的見地から妥当性・適正性を確保するため適宜必要な発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 青木 健一郎	当該事業年度の期首以降に開催された取締役会12回のうち12回に、また監査等委員会7回のうち7回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、長年に亘り、自ら事業を立ち上げ、代表者として事業を拡大してきており、豊富な知見と経験から導かれるリスク管理の経験から妥当性・適正性を確保するため適宜必要な発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 刈谷 龍太	2025年9月26日就任以降に開催された取締役会9回のうち9回に、また監査等委員会7回のうち7回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に弁護士としての専門的見地から妥当性・適正性を確保するため適宜必要な発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 増元 大輔	2025年9月26日就任以降に開催された取締役会9回のうち9回に出席いたしました。また監査等委員会7回のうち7回に出席いたしました。出席した取締役会において、企業経営者としての豊富なビジネス経験や知識から当社の経営全般に対する助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

監査法人アリア

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に係る監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社においては、役職員の職務執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」、「行動規範」を制定しそれらを執務室に掲示し、月次で行われる全体会議においても随時コーポレート・ガバナンスについて確認することにより、役職員が日常の業務執行において、法令及び定款に適合した行動を意識できるように心掛けております。

コンプライアンス体制の構築・維持については、監査等委員である取締役による取締役の業務執行の監査に加え、取締役社長の命を受けた内部監査担当が、内部監査規程に基づき、取締役及び従業員の職務の執行に関する状況の把握、監査等を定期的に行い、取締役社長に報告しております。

また、法令や社内諸規程上疑義のある行為等についてその情報を直接受領する内部通報制度を整備・運用しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理本部を掌管する取締役又は業務執行取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理を行うものとしております。なお、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を制定及び改定し、潜在的リスクの早期発見及び不正行為に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めております。不測の事態が生じた場合には、取締役社長が指名する者を対策本部長とする対策本部を設置して、開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的な事業計画を定めるものとし、各取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとしております。これらの計画の達成に向けて予算管理を月次で行うほか、計画の進捗評価に用いる主要な指標については、取締役会において情報共有されております。また、稟議・決裁等のプロセスが明確化されているため、すべての業務レベルにおいて決定が迅速かつ適正に行われております。このような機能ないし会議体の機能と業務プロセスにおけ

る位置付けに関しては、全取締役及び従業員の間で共通に認識されているため、計画の策定と推進、その進捗の評価が適正に行われる体制が整っております。

月1回開催される定例取締役会において、月次決算及び業務にかかる報告がなされ、取締役が相互に職務執行状況の監視・監督を行うとともに日常の業務執行の協議を活発に行っており、この取締役会の活性化が取締役の職務執行の効率化にもつながっております。

- ⑤ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員は、必要に応じて監査等委員の職務を補助すべき使用人を任命し、業務に必要な事項を命令することができ、その結果を監査等委員会に報告しております。

- ⑥ 上記⑤の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員の指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人は、取締役又は他の使用人の指揮命令を受けないものとしております。

- ⑦ 監査等委員への報告に関する体制

取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制

監査等委員は、取締役会やその他の会議に出席し、意見を述べるとともに、その議事録や稟議書等の写しを受領し、それに対する報告を求めることができるものとしております。

また、取締役及び使用人は、職務執行に関し、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、速やかに監査等委員に報告を行うものとしております。さらに監査等委員から要請があった場合には、業務執行に関する事項について、速やかに報告を行うものとしております。

- ⑧ 上記⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員へ報告した取締役及び従業員に対し、通報又は相談したことを理由として不利益な取り扱いをすることを禁止し、報告者を保護しております。

- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又はその債務の処理をすることとしております。

- ⑩ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、監査等委員はいつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができ、取締役は社内の重要な会議への監査等委員の出席を拒めないものとしております。

また、監査等委員は、取締役社長を含む取締役及び内部監査担当と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて会計監査人や顧問弁護士との意見交換等を実施するものとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、リスク管理体制を整備するために、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を制定・施行しており、これに基づき当社の事業活動におけるリスク・コンプライアンス体制の整備、維持、向上のため、管理本部部長を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置・開催しております。また、当社のリスクの早期発見等を目的として、弁護士及び管理本部を通報窓口とする内部通報制度を構築するとともに、重度、高度な判断が必要とされるリスクが予見・発見された場合には、必要に応じて弁護士、監査法人、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けることができる体制を構築しております。

- ② 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況は以下のとおりであります。

当社を中心とするグループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めるとともに、グループ会社の内部統制の有効性及び妥当性を確保するため、当社の取締役が子会社の業務運営を定期的に監督しております。また、内部監査担当者は監査等委員会及び会計監査人と連携しつつ社内規程に基づき子会社の内部監査を行っております。

4. 会社の支配に関する基本方針

特記事項はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題として認識しております。しかしながら、現在は成長過程であることから、内部留保の充実を図ることで、財務体質の強化と運転資金、設備投資に充当することで、より一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。そのため、現時点においては配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

連結貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,022,899	流 動 負 債	1,012,577
現金及び預金	370,190	買 掛 金	3,261
売 掛 金	63,060	短 期 借 入 金	569,554
契 約 資 産	1,495	1年内返済予定の	
仕掛販売用不動産	98,000	長 期 借 入 金	126,040
未成業務支出金	137,394	受注損失引当金	137,190
前 渡 金	225,925	訴訟損失引当金	33,875
前 払 費 用	18,341	未 払 金	112,053
短期貸付金	609,999	未払法人税等	26,895
未 収 入 金	117,940	預 り 金	3,706
未収消費税等	48,315	固 定 負 債	69,681
そ の 他	14,527	長 期 借 入 金	69,681
貸倒引当金	△682,290		
固 定 資 産	787,799	負 債 合 計	1,082,258
有 形 固 定 資 産	704,635	(純資産の部)	
建物附属設備	29,581	株 主 資 本	715,251
工具、器具及び備品	20,535	資 本 金	3,137,283
土 地	90,000	資 本 剰 余 金	3,127,283
建設仮勘定	614,635	利 益 剰 余 金	△5,549,111
減価償却累計額	△50,116	自 己 株 式	△203
投資その他の資産	83,164	その他の包括利益累計額	5,764
投資有価証券	15,340	為替換算調整勘定	5,764
敷金及び保証金	67,299	新 株 予 約 権	7,424
長期未収入金	563,889		
そ の 他	20,598	純 資 産 合 計	728,441
貸倒引当金	△583,962		
資 産 合 計	1,810,699	負 債 純 資 産 合 計	1,810,699

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年7月1日から
2026年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		294,383
売 上 原 価		456,074
売 上 総 損 失 (△)		△161,691
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		664,004
営 業 損 失 (△)		△825,695
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	15,594	
還 付 加 算 金	22	
そ の 他	371	15,988
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	28,100	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	42	
増 資 関 連 費 用	71,211	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	620,792	
そ の 他	22,815	742,962
経 常 損 失 (△)		△1,552,670
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	63,288	63,288
特 別 損 失		
訴 訟 損 失 引 当 金 繰 入 額	33,875	33,875
税金等調整前当期純損失 (△)		△1,523,258
法人税、住民税及び事業税	2,285	2,285
当 期 純 損 失 (△)		△1,525,543
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△1,525,543

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年7月1日から)
(2026年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,125,422	2,115,422	△4,023,567	△203	217,072
当連結会計年度変動額					
新株の発行	1,011,861	1,011,861			2,023,722
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△1,525,543		△1,525,543
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	1,011,861	1,011,861	△1,525,543	—	498,178
当連結会計年度末残高	3,137,283	3,127,283	△5,549,111	△203	715,251

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	3,858	3,858	34,104	255,036
当連結会計年度変動額				
新株の発行				2,023,722
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)				△1,525,543
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	1,906	1,906	△26,679	△24,773
当連結会計年度変動額合計	1,906	1,906	△26,679	473,405
当連結会計年度末残高	5,764	5,764	7,424	728,441

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、前連結会計年度において、新株予約権の行使等による資金調達により、債務超過は解消したものの、売上高が著しく減少し、継続して重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上いたしました。また、当連結会計年度においても、再生可能エネルギー事業を本格的に開始したものの、MS事業及びEX事業における受注活動の遅れにより、売上高は減少し、継続して重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上したことから、依然として継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループでは、新たな経営陣のもと、これらの状況を解消するための取組を継続しております。具体的には、MS事業における案件利益率の向上及びクリエイターの稼働管理の徹底、EX事業におけるマーチャンダイジング及びツアーやイベントの利益率の改善に加え、当連結会計年度に新たに開始した再生可能エネルギー事業において、系統用蓄電池設備の運転開始及び複数の電力市場（卸電力市場・需給調整市場・容量市場）を活用した安定的な収益の確保を進めることにより、中長期的な収益基盤の多様化及び安定化を図ってまいります。また、現状行っている資金調達を進めるほか、新たな資金調達も検討してまいります。

しかしながら、現時点においては、当該状況を解消するための対応策は実施途上又は検討中であることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- | | |
|-----------|-------------|
| ・連結子会社の数 | 1社 |
| ・連結子会社の名称 | 株式会社LIVE-ad |

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

- | | |
|----------------|--|
| ・持分法適用の関連会社の数 | 1社 |
| ・持分法適用の関連会社の名称 | 北京伊藤商貿有限公司 |
| | 北京伊藤商貿有限公司の決算日は12月31日であり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。 |

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・ その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

- ・ 仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

- ・ 未成業務支出金

個別法による原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 10年～15年

工具、器具及び備品 4年～6年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失を合理的に見積ることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。

ハ. 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. MS事業

MS事業では、顧客ニーズに応じて、SPサービス、PRサービス、クリエイティブサービス等の各種サービスを提供しております。当該サービスのうち、顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じるサービスについては、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、合理的に見積ることができる場合は、発生原価に基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない場合は、原価回収基準により収益を認識しております。一方、報告書等の成果物を提供するサービスについては、顧客に当該成果物を納品した時点で顧客が当該成果物に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該納品時点で収益を認識しております。なお、約束された対価は、全ての履行義務を充足したのち概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

ロ. EX事業

EX事業では、アーティストに関するコンサートやイベント等の入場料により収入が生じておりま

す。入場料による収入は、各公演の実施に基づき収益を認識しております。なお、約束された対価は、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

また、グッズ販売として、公演会場における直接販売やオンラインショップにおける販売により収入が生じております。当該グッズ販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、グッズ販売のうち、当社グループが代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

ハ．再生可能エネルギー事業

再生可能エネルギー事業では、発電設備等の販売を行っております。発電設備等の販売は、顧客との契約に基づき発電設備等を引き渡し、顧客による検収が完了した時点で収益を認識しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

投資有価証券の評価

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券

15,340千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、市場価格のない株式等について、発行会社の財政状態及び将来の事業計画等、期末時点で入手可能な情報を基に慎重に減損の要否を判断しております。

事業計画入手後の状況の変化により、実績が事業計画を下回る場合、翌連結会計年度に減損処理が必要となる可能性があります。

4. 連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載していません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「7. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

33,720,200株

- (2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

25,086,200株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金に限定し、銀行等金融機関等からの借入や新株式及び新株予約権の発行、新株予約権の行使により資金を調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、前渡金、未収入金及び長期未収入金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。

貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。

未収消費税等は、1年以内に還付予定であります。

投資有価証券は、非上場株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金のうち、賃貸借契約に基づく敷金は、預託先の信用リスクに晒されております。差入保証金は、訴訟による仮差押えとして法務局へ供託しているものであり、信用リスクは僅少であります。

営業債務である買掛金、未払金及び預り金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、このうち一部は変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

未払法人税等は、そのほとんどが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先及び貸付先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権及び貸付金について、取引先及び貸付先の信用状況を定期的に把握し、取引先及び貸付金ごとに期日及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金のうち、敷金については、賃貸借契約締結に際し預託先の信用状況を把握しております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額に表されております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金に係る支払金利の変動リスクを回避するためのデリバティブの利用はありません。ただし、今後の金利情勢如何では金利変動リスクを回避するためのデリバティブの導入を検討してまいります。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額15,340千円）は、時価開示の対象としておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、前渡金、短期貸付金、未収入金、未収消費税等、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等及び預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
敷金及び保証金 (* 1)	34,299	33,704	△594
長期未収入金	563,889		
貸倒引当金 (* 2)	△563,889		
	—	—	—
資産計	34,299	33,704	△594
長期借入金 (* 3)	195,721	193,895	△1,825
負債計	195,721	193,895	△1,825

(* 1) 敷金及び保証金のうち、差入保証金33,000千円については、返還の時期が定まっていない訴訟による仮差押えとして法務局へ供託している部分であり、時価の算定が困難であるため上表に含めておりません。

(* 2) 長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(* 3) 長期借入金については、1年内返済予定分を含めております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	370,190	—	—	—
売掛金	63,060	—	—	—
前渡金	225,925	—	—	—
短期貸付金	609,999	—	—	—
未収入金	117,940	—	—	—
未収消費税等	48,315	—	—	—
敷金及び保証金 (* 1)	—	34,299	—	—
合計	1,435,430	34,299	—	—

(* 1) 敷金及び保証金については、償還予定が確定している敷金のみ記載しており、返還期日を明確に把握できない差入保証金33,000千円については、償還予定額に含めておりません。

(* 2) 長期未収入金については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

2. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	569,554	—	—	—	—	—
長期借入金	126,040	69,681	—	—	—	—
合計	695,594	69,681	—	—	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	33,704	—	33,704
資産計	—	33,704	—	33,704
長期借入金	—	193,895	—	193,895
負債計	—	193,895	—	193,895

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金のうち、敷金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等の利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。また、固定金利によるものは、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

マネジメント・アプローチの観点から、経営管理・業績管理体制の見直しを図ることや成長軸をもった持続的成長の実現を目指すこと等、将来の事業展開も踏まえた合理的な検討を行った結果、当連結会計年度より、従来「MX事業」としていた報告セグメントの名称を、「MS事業」に変更しております。これにより、当社グループのビジネスモデルや事業進捗等について、よりの確な開示が行えるものと考えております。当該変更は報告セグメントの名称変更のみであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報に与える影響はありません。

また、当社グループは、従来「MX事業」及び「EX事業」を報告セグメントとしておりましたが、当連結会計年度より、新規事業である再生可能エネルギー事業を開始したことに伴い、報告セグメントとして「再生可能エネルギー事業」を追加しております。

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	MS事業	EX事業	再生可能エネルギー事業	
顧客との契約から生じる収益	205, 104	915	88, 363	294, 383
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	205, 104	915	88, 363	294, 383

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項

④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	19,473
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	63,060
契約資産（期首残高）	803
契約資産（期末残高）	1,495
契約負債（期首残高）	266
契約負債（期末残高）	—

契約資産は、主にMS事業において進捗度に応じて認識される収益に係る未請求の対価であり、対価に対する権利が無条件となった時点で債権に振り替えられます。

契約負債は、顧客から受取った前受対価に係るものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額は、266千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 21円38銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失（△） | △56円38銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

（系統用蓄電池設備の完工及び運用の開始）

当社は、2025年10月27日開催の取締役会において、新たな事業を開始し固定資産を取得することを決議し、2026年7月1日付で全ての工事及び系統連系が完了し、2026年7月4日付で運用を開始いたしました。

(1) 工事完工及び運用開始の概要

当社は、再生可能エネルギー事業への進出に伴い取得を進めてまいりました、鳥取県境港市所在の系統用蓄電池設備について、2026年7月1日付で全ての建設工事及び電力会社との系統連系（※1）が完了し、2026年7月4日付で運用を開始いたしました。

本設備は、昼間に発生する再生可能エネルギーの余剰電力を一時的に蓄電し、夕方以降の需要ピーク時に放電・売電を行う「ピークシフト型」運用を通じて、需給調整市場（※2）への参入及び電力取引の最適化を図るものであります。

（※1）系統連系とは、電力会社が持つ送配電ネットワークに自社の設備を物理的・電氣的に接続し、電気を受電又は売電できる状態にすることです。

（※2）需給調整市場とは、電気の需要と供給のバランスを保つための「調整力」を売買する市場のことです。

(2) 運用方法の概要

当該設備は、運用開始後約3ヶ月間は試験的に「ピークシフト型」運用を行い、その後、需給調整市場における「一次調整力市場」へ参入する予定であります。

一次調整力とは、電力の周波数の乱れを瞬時に抑えるための調整力であり、10秒以内に出力を増減させる必要がある等、需給調整市場の中で最も速い応答が求められる商品であります。蓄電池は瞬時の出力調整に優れるため、一次調整力との相性が良く、比較的高い単価での取引が期待されます。

当社は、試験運用を経て当該設備を一次調整力市場での運用へ移行することで、設備稼働率の向上と収益基盤の安定化を図ってまいります。

(3) 運用開始遅延の理由

当該設備の運用開始時期については、2026年4月を予定しておりましたが、世界的な変圧器の材料不足とデータセンター等での需要急増を背景に、キュービクル（高圧受電設備）が市場全体で深刻な品薄状態となり、その影響を受けたキュービクルの納品遅延により、当初の予定から約3ヶ月延期となりました。

なお、取得した設備の仕様・容量等に変更はなく、当初の事業計画どおりの設備が完成しております。

(4) 運用を開始した系統用蓄電池設備の概要

所在地	鳥取県境港市高松町字五輪松
A C容量	1,999.9kW
D C容量	8,128kW
バッテリー	HUAWEI（LUNA2000-2.0MWH-2H1） 2,032kWh×4基
パワーコンディショナー	HUAWEI（LUNA2000-100KTL-NHH1） 100kW×24台
エネルギーマネジメントシステム	EMS（フリー）

(5) 日程

取締役会決議日	2025年10月27日
工事完了・系統連系日	2026年7月1日
運用開始日	2026年7月4日

(6) 今後の見通し

当該設備の運用開始に伴う翌連結会計年度の売上高への寄与については、需給調整市場における上限の引き下げを考慮した上で当初の予算よりも保守的に算出し、約280百万円を見込んでおります。

なお、当該設備は、試験運用を経て一次調整力市場での運用へ移行する予定であり、移行後は同市場を収益の主軸とすることで、収益基盤の安定化を図ってまいります。

(業務提携及び特別高圧蓄電池プラント事業への参画)

当社は、諾亜建設株式会社（以下、「諾亜建設社」という。）との間で、蓄電池プラント事業に関する業務提携を行い、特別高圧蓄電池プラント事業へ参画することとし、2026年7月3日付で業務提携契約を締結し、事業を開始いたしました。

(1) 業務提携の理由

世界的な脱炭素社会への移行と電力需給の調整力確保を背景に、系統用蓄電池市場は急速に拡大しております。

当社は、これまで高圧規模を中心とした系統用蓄電池設備の取得・運営を推進してまいりましたが、より大規模で事業性の高い特別高圧規模の蓄電池プラント事業への参画を成長戦略の重点分野と位置づけております。

諾亜建設社は、特別高圧規模を含む蓄電池プラントについて、用地に関する権利、系統連系（接続）に係る権利・ID、及び事業実施に必要な許認可を多数取得・保有しております。

当該業務提携により、当社は同社が保有する土地及び権利の開発に参画し、特別高圧蓄電池プラントの完成及び運用に携わることで、当社蓄電池事業の事業領域を拡大してまいります。

(2) 業務提携の内容及び各社の役割

① 当社

諾亜建設社が保有又は取り扱う、系統連系及び必要な許認可の取得が完了し運転可能な状態にある特別高圧蓄電池プラント（約25件・合計約790MW/うち特別高圧級約21件）において、代理店業務として、それぞれの案件において導入・取得・運営を希望する開発事業者の選定や紹介、蓄電池システムの部材の調達及び確保を担います。

対象には、特別高圧蓄電池プラントにおける、当該設備に付属する土地に関する権利、接続権に関する権利、蓄電池システム、アグリゲーター契約等が含まれます。

特に、蓄電池システムについては、当社から開発事業者に対し直接納品し、支援を行う方針であります。

② 諾亜建設社

特別高圧蓄電池プラント用地及び権利の取得・保有建設業者の選定を担います。

(3) 業務提携先の概要

名称	諸亜建設株式会社	
所在地	東京都中野区本町2丁目46番1号 サンブライトツインビル	
代表者の役職・氏名	代表取締役 鈴木 仲娜	
事業内容	エネルギー関連事業（発電事業（系統用蓄電池を含む。）水素事業・脱炭素事業等）に係る製品・システム・サービスの開発・製造・販売	
資本金	99,000千円	
設立年月	2018年10月	
当社との関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(4) 日程

業務提携契約締結日	2026年7月3日
事業開始日	2026年7月3日

(5) 今後の見通し

当該業務提携による翌連結会計年度の業績への影響は軽微であると見込んでおります。

諸亜建設社が保有する特別高圧蓄電池プラントは、2年以内の系統連系が可能な案件も多く、特別高圧蓄電池の中では比較的早い運用開始が見込まれます。

また、当社としても代理店業務のみならず、将来的には事業資金を確保した上で、開発事業者として特別高圧蓄電池プラントの開発及び保有を目指しております。

(業務提携及び資金調達)

(1) 業務提携

当社は、不動産クラウドファンディング「CAMEL」を運営する株式会社グローバルクラウドエステート（以下、「グローバルクラウドエステート社」という。）との間で、当社の再生可能エネルギー事業における資金確保及びファイナンス面で業務提携を行うこととし、2026年7月9日付で業務提携契約を締結いたしました。

① 業務提携の理由

当社は、再生可能エネルギー事業において系統用蓄電池事業及び特別高圧蓄電池事業を推進しており、2026年7月には蓄電池1号基（鳥取県境港市）が運転を開始し、2号基以降の開発及び特別高圧領域への展開を進めております。

蓄電池事業の成長速度は、開発パイプラインの拡大に対応できる資金調達基盤をいかに構築するかに大きく左右されます。当社は、事業用地の取得から建設、運転開始、その後の借換えに至る各段階に応じた多様な資金調達手段を確保することが、事業拡大の鍵になると考えております。

グローバルクラウドエステート社は、不動産特定共同事業法（以下、「不特法」という。）に基づく事業者（第1号・第2号事業者、電子取引業務）として不動産クラウドファンディング「CAMEL」を運営しており、国内外の不動産に加え、特別高圧蓄電池施設等のインフラ関連資産を対象とするファンドの組成実績を有する、この分野の先駆的なプレイヤーであります。

当該業務提携により、当社は、個人投資家の皆様の資金を蓄電池インフラの整備につなげる新たな資金循環の仕組みを同社とともに構築し、「開発→クラウドファンディングによる調達→建設→金融機関等への借換え→長期運営」という資金調達サイクルの確立を目指します。これにより、複数プロジェクトの並行推進を可能とする資金調達基盤を整え、蓄電池ポートフォリオの構築を加速させてまいります。

② 業務提携の内容

当該業務提携契約は、以下の事項に関する協力の枠組みを定めるものであります。

なお、当該業務提携は非独占的なものであり、当該業務提携契約は、個別のファンド組成、資金調達又は資金の拠出を両社に義務付けるものではありません。

また、個別の案件に係る具体的な条件は、案件ごとに両社協議の上、別途締結する個別契約において定めることとしており、当該業務提携契約の締結自体により当社に金銭債務は発生いたしません。

イ. 蓄電池関連プロジェクトに係る事業用地・施設等の不動産を対象とする不特法に基づくファンドの組成及び「CAMEL」を通じた出資募集による資金調達支援

ロ. 開発・建設期間中の短期資金（つなぎ資金）の組成に係る検討及び協力

ハ. 金融機関、リース会社等への借換え（リファイナンス）の円滑な実行に向けた協力

ニ. ファンド設計及び蓄電池事業に係る専門的知見の相互提供

ホ. 対象事業に関連する案件情報の相互提供

③ 業務提携先の概要

名称	株式会社グローバルクラウドエステート	
所在地	神奈川県川崎市川崎区小川町 7 番地 4 アービラ川崎	
代表者の役職・氏名	代表取締役 河野 勇樹	
事業内容	不動産特定共同事業（不動産クラウドファンディング「CAMEL」の運営）、不動産（売買・賃貸・管理及び仲介）、経営コンサルティング業	
資本金	101,190千円	
設立年月日	2012年 1 月11日	
大株主及び持株比率	株式会社グランエース 39.3% 株式会社ジャパンメデュケーション 27.2% 株式会社サンライフコーポレーション 15.1% 株式会社RWAマーケティング 12.1%	
当社との関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

④ 日程

業務提携契約締結日	2026年 7 月 9 日
事業開始予定時期	2026年 7 月

⑤ 今後の見通し

当該業務提携による翌連結会計年度の業績への影響は現在精査中であります。

当社は、当該業務提携を通じて資金調達の基盤を強化し、系統用蓄電池及び特別高圧蓄電池の開発パイプラインの拡大と、その着実な収益化を加速させてまいります。再生可能エネルギーインフラの整備を個人投資家の皆様とともに推進する当該業務提携は、当社の中長期的な企業価値向上に資するものと考えております。

(2) 資金調達

当社は、2026年 7 月15日開催の取締役会において、グローバルクラウドエステート社との間での基本契約に定める協力の枠組みに基づき、当社が推進する系統用蓄電池事業のうち、鳥取県境港市案件及び山口県長門市案件の 2 案件について、同社との間で、事業用地に係る土地賃貸借契約を締結し、資金の確保を行うことを決議し、同日付で土地賃貸借契約を締結いたしました。

① 資金調達理由

当社は、2026年7月に蓄電池1号基（鳥取県境港市）の運転を開始しているほか、「（固定資産の取得）（1）2026年7月10日開催の取締役会決議における固定資産の取得」に記載のとおり、2号基（山口県長門市）の開発も進めております。

再生可能エネルギー事業の推進を加速させるべく「開発→クラウドファンディングによる調達（※）→建設→金融機関等への借換え→長期運営」という資金調達サイクルの確立に向けた第一弾の取り組みとして、両案件について、グローバルクラウドエステート社との間で事業用地に係る土地賃貸借契約をそれぞれ締結し、その保証金により当該用地の取得価額等に充当する資金を確保するものであります。

（※）当社が直接クラウドファンディングにより調達を行うのではなく、グローバルクラウドエステート社が「CAMEL」を通じて当該資金を募集いたします。

② 資金調達の内容

当社は、グローバルクラウドエステート社との間で、以下のとおり案件ごとに土地賃貸借契約を締結いたしました。当社は同契約に基づき、当社が所有する事業用地をグローバルクラウドエステート社に賃貸し、その保証金として資金の交付を受けます。

イ. 鳥取県境港市案件

契約先	株式会社グローバルクラウドエステート
契約形態	土地賃貸借契約（当社所有の事業用地を同社に賃貸）
契約締結日	2026年7月15日
対象不動産	鳥取県境港市高松町字五輪松内の土地9区画 （合計1,018㎡、系統用蓄電池用地）
契約期間	2026年10月1日～2027年2月28日
保証金	450,000千円（注）

（注）クラウドファンディングの進捗次第で、金額が変動する場合があります。

ロ. 山口県長門市案件

契約先	株式会社グローバルクラウドエステート
契約形態	土地賃貸借契約（当社所有の事業用地を同社に賃貸）
契約締結日	2026年7月15日
対象不動産	山口県長門市日置下字東植野内の土地5区画 （合計3,753.55㎡、系統用蓄電池用地）
契約期間	2026年10月1日～2027年2月28日
保証金	450,000千円（注）

（注）クラウドファンディングの進捗次第で、金額が変動する場合があります。

③ 日程

取締役会決議日	2026年 7 月15日
土地賃貸借契約締結日	2026年 7 月15日
保証金入金日	2026年 7 月31日

④ 今後の見通し

当該契約の締結及び資金確保により、資金調達基盤を強化し、各事業計画を着実に推進することが可能となります。

なお、当該契約の締結により、当社における蓄電池設備の建設及び事業運営に影響はありません。

また、当該業務提携による翌連結会計年度の業績への影響は現在精査中でありま

す。

(固定資産の取得)

(1) 2026年 7 月10日開催の取締役会決議における固定資産の取得

当社は、2026年 7 月10日開催の取締役会において、固定資産となる土地及び系統連系接続権を含む系統用蓄電池設備を取得（当該設備に係る売買契約上の買主の地位の承継。以下、「本件」という。）することを決議いたしました。

① 取得の理由

当社は、再生可能エネルギーの普及拡大に伴い重要性が高まる需給調整力及び系統安定化に資する系統用蓄電池事業を、中長期にわたる安定的な収益基盤と位置付け推進しております。

当社は既に 1 件の系統用蓄電池設備を保有しておりますが、本件は、当社保有蓄電池設備の 2 号基として、事業規模の拡大及び収益源の多様化を図るものであります。

当該設備は、系統連系条件を確保済みであり早期の運転開始が可能な案件であるとともに、卸電力市場・需給調整市場・容量市場といった複数の電力市場を活用した安定的な収益が見込まれるため、保有を目的に取得を決定いたしました。

② 取得予定資産の内容

- イ. 電力接続権
- ロ. 事業用地所有権
- ハ. 電力接続費
- ニ. 蓄電池設備一式

(注) 1. 取得予定資産の取得価額（譲渡人からの譲渡価額及び売主からの取得価額の合算）については、譲渡人及び売主との守秘義務、並びに当社の今後の事業展開（当該設備の転売等の可能性を含む。）に及ぼす影響を考慮し、非開示といたします。なお、当該設備は前連結会計年度末の純資産に対して300%以上となります。

2. 本件は、当該設備に係る売買契約及び土地売買契約上の買主の地位を、契約上の地位譲渡により承継する方法による取得であり、当社は、これらの契約に基づく売買代金の支払義務その他の買主としての義務を承継いたします。なお、当該設備は現在開発中であります。

③ 取得先の概要

イ. 契約上の地位の譲渡人

名称	ReYuu Japan株式会社	
所在地	大阪府大阪市北区天満橋 1 丁目 8 番30号 OAPタワー	
代表者の役職・氏名	代表取締役社長CEO 谷口 領	
事業内容	スマートフォン・タブレット・パソコンを中心とするリユース製品の売買及びレンタル業	
資本金	431,000千円	
設立年月日	1988年6月15日	
大株主及び持株比率	SEACASTLE SINGAPORE PTE. LTD. 16.1% 株式会社SBI証券 7.3% 株式会社Showcase Capital 7.2% 兼松コミュニケーションズ株式会社 6.6%	
当社との関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社と同社は、AIデータセンター領域の共同事業を目的とするAI Data Partners株式会社に共同出資しております。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

ロ. 売買契約の売主

名称	株式会社クラフトコーポレーション	
所在地	広島県広島市安佐南区西原2丁目9番37号	
代表者の役職・氏名	代表取締役 松苗 晃	
事業内容	清掃、設備点検、警備、工事、コンサルタント業務、指定管理業務、ホテル運営等	
資本金	50,000千円	
設立年月日	1998年8月3日	
大株主及び持株比率	アークサービス株式会社 90.0% abc株式会社 10.0%	
当社との関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

④ 日程

取締役会決議日	2026年7月10日
地位譲渡契約締結日	2026年7月10日
効力発生日（取得実行日）	2026年7月10日
固定資産取得費用支払予定日	契約金（18%） : 2026年7月10日 部材発注費（35%） : 2026年7月31日 工事費・連系費（38%） : 2026年9月30日 土地・運用費（9%） : 2026年10月30日
設備納品予定時期	2026年8月
工事予定期間	設備納品後1ヶ月程度
運用開始予定時期	2026年10月

⑤ 今後の見通し

本件に関しては、増資資金及び自己資金又は将来的な金融機関等からの借入金を充当する予定であります。

当該設備の運転開始後は、卸電力市場での3ヶ月程度の運用後、2027年1月頃から需給調整市場を中心とした複数の電力市場での運用により、安定的な収益の獲得を見込んでおります。

なお、翌連結会計年度の業績への影響は、180百万円の売上高を見込んでおります。

(2) 2026年8月6日開催の取締役会決議における固定資産の取得①

当社は、2026年8月6日開催の取締役会において、固定資産となる土地及び系統連系接続権を含む系統用蓄電池設備を取得（以下、「本件」という。）することを決議いたしました。

① 取得の理由

当社は、再生可能エネルギーの普及拡大に伴い重要性が高まる需給調整力及び系統安定化に資する系統用蓄電池事業を、中長期にわたる安定的な収益基盤と位置付け推進しております。

当社は既に複数の系統用蓄電池設備を保有しておりますが、本件は、当社保有蓄電池設備の3号基として、事業規模の拡大及び収益源の多様化を図るものであります。

当該設備は、一般送配電事業者への連系工事負担金の支払いが完了し系統連系条件を確保済みの案件であるとともに、卸電力市場・需給調整市場・容量市場といった複数の電力市場を活用した安定的な収益が見込まれるため、取得を決定いたしました。

② 取得予定資産の内容

イ. 事業用地所有権

ロ. 電力接続権（系統連系に係る事業者の地位）

ハ. 連系工事負担金

ニ. 蓄電池設備一式

（注）1. 取得予定資産の取得価額（土地及び設備の取得価額の合算）及び取得先（（注）2.）については、売主との守秘義務、並びに当社の今後の事業展開（当該設備の転売等の可能性を含む。）に及ぼす影響を考慮し、非開示といたします。なお、当該設備は前連結会計年度末の純資産に対して300%以上となります。

2. 当社と取得先との間には、記載すべき資本関係・人的関係はありませんが、再生可能エネルギー事業分野における取引実績があります。なお、取得先は当社の関連当事者に該当いたしません。

③ 系統用蓄電池設備の概要

所在地	中部電力パワーグリッド管轄エリア内 静岡県浜松市（地積：919㎡）
A C 容量	1,960.0kW
D C 容量	8,128.0kW
バッテリー	HUAWEI（LUNA2000-2.0MWH-2H1）
パワーコンディショナー	HUAWEI（LUNA2000-100KTL-NHH1）

④ 日程

取締役会決議日	2026年8月6日
売買契約締結日	2026年8月6日
効力発生日（取得実行日）	2026年8月17日
固定資産取得費用支払予定時期	手付金（1％）：2026年8月6日 契約金（29％）：2027年8月17日 部材発注費（30％）：2027年10月 工事費（30％）：2028年1月 土地・連系費（10％）：2028年4月
設備納品予定時期	2028年4月
工事予定期間	設備納品後1ヶ月程度
運用開始予定時期	2028年5月

⑤ 今後の見通し

本件による翌連結会計年度の売上高への寄与については、軽微であります。

なお、当該設備は、系統連系後に試験運用を経て一次調整力市場での運用へ移行する予定であり、移行後は同市場を収益の主軸とすることで、収益基盤の安定化を図ってまいります。

また、今後の市場動向の変化によっては、当社での保有のみならず、販売用資産への切り替え等も含め複数の出口戦略を柔軟に検討してまいります。

(3) 2026年8月6日開催の取締役会決議における固定資産の取得②

当社は、2026年8月6日開催の取締役会において、固定資産となる土地及び系統連系接続権を含む系統用蓄電池設備を取得（以下、「本件」という。）することを決議いたしました。

① 取得の理由

当社は、再生可能エネルギーの普及拡大に伴い重要性が高まる需給調整力及び系統安定化に資する系統用蓄電池事業を、中長期にわたる安定的な収益基盤と位置付け推進しております。

当社は既に複数の系統用蓄電池設備を保有しておりますが、本件は、当社保有蓄電池設備の4号基として、事業規模の拡大及び収益源の多様化を図るものであります。

当該設備は、一般送配電事業者への連系工事負担金の支払いが完了し系統連系条件を確保済みの案件であるとともに、卸電力市場・需給調整市場・容量市場といった複数の電力市場を活用した安定的な収益が見込まれるため、取得を決定いたしました。

② 取得予定資産の内容

イ. 事業用地所有権

ロ. 電力接続権（系統連系に係る事業者の地位）

ハ. 連系工事負担金

ニ. 蓄電池設備一式

- （注） 1. 取得予定資産の取得価額（土地及び設備の取得価額の合算）及び取得先（（注）2.）については、売主との守秘義務、並びに当社の今後の事業展開（当該設備の転売等の可能性を含む。）に及ぼす影響を考慮し、非開示といたします。なお、当該設備は前連結会計年度末の純資産に対して300%以上となります。
2. 当社と土地の取得先との間には、記載すべき資本関係・人的関係はありませんが、再生可能エネルギー事業分野における取引実績があります。なお、取得先は当社の関連当事者に該当いたしません。
3. 当社と系統連系接続権を含む系統用蓄電池設備の取得先との間には、記載すべき人的関係及び取引関係はありませんが、取得先は当社発行の第8回新株予約権を保有しております。

③ 系統用蓄電池設備の概要

所在地	九州電力送配電管轄エリア内 佐賀県鳥栖市（地積：779㎡）
A C容量	1,959.9kW
D C容量	8,128.0kW
バッテリー	HUAWEI（LUNA2000-2.0MWH-2H1）
パワーコンディショナー	HUAWEI（LUNA2000-100KTL-NHH1）

④ 日程

取締役会決議日	2026年8月6日
売買契約締結日	2026年8月6日
効力発生日（取得実行日）	2026年8月6日
固定資産取得費用支払予定時期	契約金（30％）：2026年8月6日 部材発注費（30％）：2027年11月 工事費（30％）：2028年5月 土地・連系費（10％）：2028年11月
設備納品予定時期	2028年11月
工事予定期間	設備納品後1ヶ月程度
運用開始予定時期	2028年12月

⑤ 今後の見通し

本件による翌連結会計年度の売上高への寄与については、軽微であります。

なお、当該設備は、系統連系後に試験運用を経て一次調整力市場での運用へ移行する予定であり、移行後は同市場を収益の主軸とすることで、収益基盤の安定化を図ってまいります。

また、今後の市場動向の変化によっては、当社での保有のみならず、販売用資産への切り替え等も含め複数の出口戦略を柔軟に検討してまいります。

(業務提携及び新たな事業の開始)

当社は、2026年8月5日開催の取締役会において、株式会社GAKUSEI RUNWAY（以下、「GAKUSEI RUNWAY社」という。）との間で業務提携を行い、同社が展開する学生参加型ファッションイベント「学生ランウェイ」のフランチャイズに加盟する「学生ランウェイエリアイベント」基本契約を締結し、新たに学生ランウェイエリアイベント事業を開始することを決議し、同日付で業務提携契約及び「学生ランウェイエリアイベント」基本契約を締結いたしました。

(1) 業務提携の理由及び事業開始の趣旨

当社は、EX事業を展開しており、エンターテインメントの力を活用した企業のマーケティング支援及びIP・イベント領域における収益基盤の拡大を成長戦略として推進しております。

GAKUSEI RUNWAY社は、日本最大級のファッションイベント「関西コレクション」を擁するKansai Collection Groupの一員として、学生が主役となるランウェイイベント「学生ランウェイ」を企画・運営しております。「学生ランウェイ」は2023年6月の初回イベントから継続的に開催されており、直近では同社の運営において、2026年5月に大阪、同年6月に名古屋で開催実績を有しているほか、フランチャイズ方式による全国展開を進めております。

同イベントは、出演する学生モデルの育成・マネジメントノウハウ、専用管理システム、著名ゲストのキャスティング網、地域密着型のスポンサー営業モデル等を強みとしております。

当社は、当該業務提携により同社のブランド、ノウハウ及び運営システムの提供を受け、神奈川県エリアにおける「学生ランウェイエリアイベント」の開催権を取得いたします。学生・Z世代との継続的な接点を持つリアルイベントを当社自ら開催・運営することで、当社が強みとするクリエイティブ制作力、デジタルマーケティング力及びスポンサー営業力とのシナジーを創出し、クライアント企業に対する新たな協賛・広告メニューの提供、Z世代向けマーケティングソリューションの強化及びEX事業の収益拡大が可能になると判断し、当該業務提携及び当該事業の開始を決定いたしました。

(2) 新たな事業の概要

① 新たな事業の内容

当該事業は、神奈川県エリアにおいて学生参加型ランウェイイベント「学生ランウェイエリアイベント」を企画・開催・運営する事業であります。同イベントは、年2回の開催を予定しております。

② 当該事業の開始のために特別に支出する予定額及び内容

契約時初期費用	加盟金：20,000千円 保証金：10,000千円（注）1 研修費：1,000千円
開催・運営費用	1回の開催につき32,500千円（注）2

（注）1．保証金は、当該契約及び関連契約に基づき当社がGAKUSEI RUNWAY社に対して負担する債務を担保するための預託金であり、費用として支出するものではありません。

2．開催・運営費用は、GAKUSEI RUNWAY社が提示する本部モデル収支を基にした概算値であり、当社の事業計画の策定に伴い変動する可能性があります。

(3) 業務提携の内容及び各社の役割

① 業務提携の内容

当社は、当該契約に基づき、GAKUSEI RUNWAY社をフランチャイズ本部とするフランチャイズ加盟者（エリアイベント）として、契約地域（神奈川県エリア）において「学生ランウェイエリアイベント」を開催する権利を取得します。

② 各社の役割

イ．当社

出演するランウェイモデル（学生）の募集・オーディションの実施、地域企業を中心としたスポンサー営業、チケット及び物販の販売、イベント当日の運営等を行います。

ロ．GAKUSEI RUNWAY社

当社に対し、商標等の使用許諾、開業前研修の実施、イベント運営ノウハウの開示、学生ランウェイ管理システムの提供、キービジュアル・Web制作等のイベントプロデュース、ゲストのキャスティング支援、WEB・SNSを通じた宣伝広告活動等の支援を行います。

(4) 業務提携先の概要

名称	株式会社GAKUSEI RUNWAY	
所在地	大阪府吹田市千里山西 1 丁目26番10号 Yuki 千里山	
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 中川 みのり	
事業内容	イベント制作、フランチャイズ事業、キャスティング事業	
資本金	3,000千円	
設立年月日	2025年10月 1 日	
大株主及び持株比率	中川 みのり 51.0% 中川 康之 49.0%	
当社との関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(5) 日程

取締役会決議日	2026年 8 月 5 日
業務提携契約及び「学生ランウェイエリアイベント」基本契約締結日	2026年 8 月 5 日
事業開始予定時期	2026年 8 月

(6) 今後の見通し

当該業務提携による翌連結会計年度の業績への影響は現在精査中であります。

(固定資産の保有目的の変更)

当社は、2026年8月7日開催の取締役会において、2025年11月28日開催の取締役会において取得を決議した固定資産について、保有目的を変更し、固定資産から販売用不動産へ振り替えることを決議し、同日付で振り替えを行いました。

(1) 変更の理由及び目的

当社は、世界的に進む脱炭素社会の実現に貢献するとともに、当社の収益基盤を長期にわたり安定させ、早期黒字化を実現するため、再生可能エネルギー事業の事業用資産として当該資産を取得いたしました。

当該資産については、当社が自社所有資産として取得したものの、取得当初より将来的に販売することも視野に入れており、当該取引を通じた収益機会の創出を目的としておりました。

このたび、複数の販売先候補との交渉が進捗していることを踏まえ、当該資産の販売を行う方針を決定いたしました。

当該決定に伴い、当該資産の保有目的を事業用資産から販売目的の資産へ変更し、固定資産から販売用不動産（棚卸資産）へ振り替えるものであります。当該資産の売却により、資産効率の向上及び早期の収益獲得を図ってまいります。

(2) 変更対象資産の概要

変更対象資産	事業用地所有権 電力接続権
所在地	山形県飽海郡遊佐町比子字服部興野
当初の保有目的	固定資産（再生可能エネルギー事業の事業用資産）
変更後の保有目的	販売用不動産

(注) 当社は現在、当該資産の売却に向けて複数の販売先候補と交渉を進めており、帳簿価額を公表することは今後の交渉の過程で不利になること、また、取得時に販売元である株式会社エコ革からも、販売価格は非開示としてほしい旨を強く承っていることを受けて、非開示といたします。

(3) 日程

取締役会決議日	2026年8月7日
振替日	2026年8月7日
売却予定時期	2026年10月～12月

(4) 今後の見通し

当該振り替えは、当該資産の保有目的の変更に伴う勘定科目の振り替えであり、振り替え自体による翌連結会計年度の業績への影響はありません。

なお、売却が実現した場合には、売却額は売上高として計上する予定であり、当該資産を活用した事業活動による翌連結会計年度の売上高への寄与については、約20百万円を上回ると見込んでおります。

(販売用不動産の売却)

当社は、2026年8月10日開催の取締役会において、取得済みの系統用蓄電池開発用地及び発電設備等への送電系統に係る権利を売却（以下、「本件」という。）することを決議し、同日付で売買契約を締結し、決済及び引き渡しを行いました。

(1) 売却物件の概要

所在地	福井県若狭町
地積	3,007㎡
権利の内容	発電設備等の送電系統への連系及び電力系統の安定化サービス契約への申込みが完了次第、接続する系統枠を確保した事業者たる地位及び当該地位に基づく一切の権利。

(2) 売却価額及び売却先との関係

系統用蓄電池開発用地及び権利の売却価額は、109百万円であります。

なお、当社と売却先の間には、記載すべき資本関係・人的関係及び関連当事者として特記すべき事項はありません。

(3) 日程

取締役会決議日	2026年8月10日
売買契約締結日	2026年8月10日
決済及び引渡日	2026年8月10日

(4) 今後の見通し

本件による翌連結会計年度の業績への影響は、約116百万円の売上高及び18百万円の売上総利益を見込んでおります。

また、今後も同様のビジネスモデルにて取得と売却を継続的に行う予定であります。

貸 借 対 照 表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,022,862	流 動 負 債	1,012,540
現金及び預金	370,153	買 掛 金	3,261
売 掛 金	63,060	短 期 借 入 金	569,554
契 約 資 産	1,495	1年内返済予定の	
仕掛販売用不動産	98,000	長 期 借 入 金	126,040
未成業務支出金	137,394	関係会社事業損失引当金	48,204
前 渡 金	225,925	受注損失引当金	137,190
前 払 費 用	18,341	訴訟損失引当金	33,875
短期貸付金	609,999	未 払 金	63,951
未 収 入 金	117,940	未 払 法 人 税 等	26,825
未 収 消 費 税 等	48,315	預 り 金	3,637
そ の 他	14,527	固 定 負 債	69,681
貸倒引当金	△682,290	長 期 借 入 金	69,681
固 定 資 産	789,456	負 債 合 計	1,082,221
有 形 固 定 資 産	704,635	(純資産の部)	
建物附属設備	29,581	株 主 資 本	722,672
工具、器具及び備品	20,535	資 本 金	3,137,283
土 地	90,000	資 本 剰 余 金	3,127,283
建設仮勘定	614,635	資 本 準 備 金	3,127,283
減価償却累計額	△50,116	利 益 剰 余 金	△5,541,690
投資その他の資産	84,820	その他利益剰余金	△5,541,690
投資有価証券	3,000	繰越利益剰余金	△5,541,690
関係会社株式	13,996	自 己 株 式	△203
出 資 金	10	新 株 予 約 権	7,424
敷金及び保証金	67,299	純 資 産 合 計	730,097
関係会社長期未収入金	135,139	負 債 純 資 産 合 計	1,812,319
長 期 未 収 入 金	447,172		
そ の 他	20,588		
貸倒引当金	△602,386		
資 産 合 計	1,812,319		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年7月1日から
2026年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		294,383
売 上 原 価		456,074
売 上 総 損 失 (△)		△161,691
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		663,978
営 業 損 失 (△)		△825,669
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	15,594	
還 付 加 算 金	22	
そ の 他	371	15,988
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	28,100	
増 資 関 連 費 用	71,211	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	620,792	
そ の 他	22,815	742,920
経 常 損 失 (△)		△1,552,601
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	63,288	63,288
特 別 損 失		
関係会社事業損失引当金繰入額	96	
訴 訟 損 失 引 当 金 繰 入 額	33,875	33,972
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△1,523,285
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,215	2,215
当 期 純 損 失 (△)		△1,525,500

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年7月1日から)
(2026年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
				繰越利益 剰余金					
当 期 首 残 高	2,125,422	2,115,422	2,115,422	△4,016,189	△4,016,189	△203	224,451	34,104	258,556
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	1,011,861	1,011,861	1,011,861				2,023,722		2,023,722
当期純損失(△)				△1,525,500	△1,525,500		△1,525,500		△1,525,500
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								△26,679	△26,679
当期変動額合計	1,011,861	1,011,861	1,011,861	△1,525,500	△1,525,500	－	498,221	△26,679	471,541
当 期 末 残 高	3,137,283	3,127,283	3,127,283	△5,541,690	△5,541,690	△203	722,672	7,424	730,097

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、前事業年度において、新株予約権の行使等による資金調達により、債務超過は解消したものの、売上高が著しく減少し、継続して重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上いたしました。また、当事業年度においても、再生可能エネルギー事業を本格的に開始したものの、MS事業及びEX事業における受注活動の遅れにより、売上高は減少し、継続して重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上したことから、依然として継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社では、新たな経営陣のもと、これらの状況を解消するための取組を継続しております。具体的には、MS事業における案件利益率の向上及びクリエイターの稼働管理の徹底、EX事業におけるマーチャンダイジング及びツアーやイベントの利益率の改善に加え、当事業年度に新たに開始した再生可能エネルギー事業において、系統用蓄電池設備の運転開始及び複数の電力市場（卸電力市場・需給調整市場・容量市場）を活用した安定的な収益の確保を進めることにより、中長期的な収益基盤の多様化及び安定化を図ってまいります。また、現状行っている資金調達を進めるほか、新たな資金調達も検討してまいります。

しかしながら、現時点においては、当該状況を解消するための対応策は実施途上又は検討中であることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 仕掛販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・ 未成業務支出金 個別法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 10年～15年

工具、器具及び備品 4年～6年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

③ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失を合理的に見積ることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。

④ 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① MS事業

MS事業では、顧客ニーズに応じて、SPサービス、PRサービス、クリエイティブサービス等の各種サービスを提供しております。当該サービスのうち、顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じるサービスについては、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、合理的に見積ることができる場合は、発生原価に基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない場合は、原価回収基準により収益を認識しております。一方、報告書等の成果物を提供するサービスについては、顧客に当該成果物を納品した時点で顧客が当該成果物に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該納品時点で収益を認識しております。なお、約束された対価は、全ての履行義務を充足したのち概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

② EX事業

EX事業では、アーティストに関するコンサートやイベント等の入場料により収入が生じております。入場料による収入は、各公演の実施に基づき収益を認識しております。なお、約束された対価は、履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

また、グッズ販売として、公演会場における直接販売やオンラインショップにおける販売により収入が生じております。当該グッズ販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、グッズ販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

③ 再生可能エネルギー事業

再生可能エネルギー事業では、発電設備等の販売を行っております。発電設備等の販売は、顧客との契約に基づき発電設備等を引き渡し、顧客による検収が完了した時点で収益を認識しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

投資有価証券の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券	3,000千円
--------	---------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記 投資有価証券の評価 (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	208株
------	------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	975,598千円
貸倒引当金	393,367千円
減損損失	121,684千円
前払費用	109,744千円
未収入金	64,374千円
関係会社事業損失引当金	15,194千円
投資有価証券評価損	6,322千円
資産除去債務	267千円
その他	13,821千円

繰延税金資産小計	1,700,375千円
----------	-------------

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△975,598千円
--------------------	------------

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△724,777千円
-----------------------	------------

評価性引当額小計	△1,700,375千円
----------	--------------

繰延税金資産合計	－千円
----------	-----

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の 名称又は 氏名	議決権等の 所有（被所有）割合 （％）	関連当 事者との 関係	取引内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
その他の 関係会社 及び主要 株主	KANDB INVESTMENT L. L. C	被所有 直接23.7	－	第三者割当 増資 （注）	1,000,005	－	－
				新株予約権 の引受 （注）	2,773	－	－
				新株予約権 の行使 （注）	199,950	－	－
その他の 関係会社 及び主要 株主	株式会社 ネクスタ	被所有 直接9.2	－	新株予約権 の行使 （注）	387,000	－	－

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 第三者割当増資は、2026年3月5日開催の取締役会決議に基づき当社が行った第三者割当増資を1株につき150円で引き受けたものであります。なお、発行価額は、第三者機関により算定された価格を勘案して決定しております。この取引により、KANDB INVESTMENT L. L. Cは、当社のその他の関係会社及び主要株主に該当することとなりました。なお、議決権等の所有（被所有）割合は、当事業年度末時点の割合を記載しております。
- (2) 新株予約権の引受は、2026年3月5日開催の取締役会決議に基づき付与された第9回新株予約権の発行を新株予約権1個につき13円で引き受けたものであります。なお、発行価額は、第三者機関により算定された価格を勘案して決定しております。
- (3) 新株予約権の行使は、2024年12月5日開催の取締役会決議に基づき付与された第8回新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。また、株式会社ネクスタは、当社の主要株主の異動により、関連当事者に該当しないこととなりましたので、取引金額は関連当事者であった期間の金額を記載しております。なお、議決権等の所有（被所有）割合は、関連当事者ではなくなった時点の割合を記載しております。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	議決権等の 所有（被所有）割合 （％）	関連当 事者との 関係	取引内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
子会社	株式会社 LIVE-ad	所有 直接100.0	EX事業の 協業	事業関連費 用の立替 （注） 1， 2	526	関係会社 長期未収 入金 （注） 3	135, 139

（注） 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

事業関連代金の立替は、実費相当額であります。

2. 取引金額は、当事業年度における純増減額を記載しております。

3. 当事業年度において、当該関係会社長期未収入金に対する貸倒引当金135, 139千円及び貸倒引当金繰入額526千円を計上しております。なお、貸倒引当金繰入額は、損益計算書上、営業外収益の貸倒引当金戻入額と相殺した純額で計上しております。

(3) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称又は 氏名	議決権等の 所有（被所有）割合 （％）	関連当 事者との 関係	取引内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
主要株主	伊藤 繁三	被所有 直接11.1	—	新株予約 権の行使 （注）	199, 950	—	—

（注） 取引条件及び取引条件の決定方針等

新株予約権の行使は、2024年12月 5 日開催の取締役会決議に基づき付与された第 8 回新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

21円43銭

(2) 1株当たり当期純損失（△）

△56円38銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(系統用蓄電池設備の完工及び運用の開始)

「連結注記表 9. 重要な後発事象に関する注記（系統用蓄電池設備の完工及び運用の開始）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(業務提携及び特別高圧蓄電池プラント事業への参画)

「連結注記表 9. 重要な後発事象に関する注記（業務提携及び特別高圧蓄電池プラント事業への参画）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(業務提携及び資金調達)

「連結注記表 9. 重要な後発事象に関する注記（業務提携及び資金調達）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(固定資産の取得)

「連結注記表 9. 重要な後発事象に関する注記（固定資産の取得）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(業務提携及び新たな事業の開始)

「連結注記表 9. 重要な後発事象に関する注記（業務提携及び新たな事業の開始）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(固定資産の保有目的の変更)

「連結注記表 9. 重要な後発事象に関する注記（固定資産の保有目的の変更）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(販売用不動産の売却)

「連結注記表 9. 重要な後発事象に関する注記（販売用不動産の売却）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年8月27日

株式会社 Birdman

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 業務執行社員	公認会計士	山中 康之
業務執行社員	公認会計士	萩原 眞治

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Birdmanの2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Birdman及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社でグループでは、売上高が減少し、継続して重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上している。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年8月27日

株式会社 Birdman

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員

公認会計士 山中 康之

業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 萩原 眞治

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき株式会社 Birdmanの2025年7月1日から2026年6月30日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社では、売上高が減少し、継続して重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上している。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、次の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年8月27日

株式会社Birdman 監査等委員会

監査等委員	刈谷龍太	㊞
監査等委員	増元大輔	㊞
監査等委員	青木健一郎	㊞

(注) 監査等委員刈谷龍太、増元大輔及び青木健一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

第 1 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く） 6 名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。） 3 名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るための取締役 3 名の増員と、本総会終結の時をもって監査等委員である取締役を辞任する増元大輔氏を新たに取締役（監査等委員である取締役を除く）として迎えるため、取締役（監査等委員である取締役を除く） 6 名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会において検討を行いました結果、すべての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	※ よしかわ もとひろ 吉 川 元 宏 (1977年6月17日)	2003年 4 月 ㈱クリスタル入社 2009年 8 月 ㈱ペガソス・エレクトラ 代表取締役（現任） 2014年 9 月 ㈱コスモアールエス 代表取締役（現任） 2020年 4 月 ㈱ペガサス 代表取締役（現任） 2021年 4 月 五洋インテックス㈱ 代表取締役社長 2022年 3 月 ㈱海帆 取締役 2022年 7 月 ㈱海帆 代表取締役副社長 2022年 7 月 ㈱SSS 取締役（現任） 2022年 8 月 ㈱海帆 代表取締役社長 2024年 1 月 ㈱海帆 取締役（現任） 2024年 6 月 当社顧問就任 2024年 9 月 当社取締役 2025年 8 月 当社代表取締役社長（現任）	-

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	※ くにまつ あきら 國 松 晃 (1975年12月30日)	2000年 8 月 ㈱マック入社 2014年 6 月 ㈱イーダイニング入社 代表取締役 2018年11月 ㈱海帆入社 2019年 6 月 ㈱海帆 取締役副社長 2021年 1 月 ㈱海帆 代表取締役社長 2022年 1 月 ㈱SSS 代表取締役会長 (現任) 2022年 8 月 ㈱海帆 代表取締役会長 2024年 9 月 当社監査等委員 2025年 9 月 当社取締役(現任)	-
3	※ いわた みちあき 岩 田 通 明 (1977年8月27日)	2001年 4 月 三菱証券㈱(現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券) 入社 2003年 4 月 日本アジアホールディングス㈱ 入社 2012年 2 月 (医)偕行会本部 入社 2015年 5 月 FSK(有)(現 FSK㈱) 代表取締役 2017年 3 月 ㈱ロックフィールド代表取締役 (現任) 2020年 2 月 ㈱五洋インテックス 入社 2021年 8 月 ㈱五洋インテックス 取締役 2022年 6 月 ㈱海帆 入社 2024年12月 ㈱Kaihan Medical 取締役 (現任) 2025年10月 ㈱K-Beauty Japan 取締役(現任)	-

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
4	※ はにう ひろし 羽二生 博 志 (1968年4月5日)	1996年3月 ㈱レーサム・リサーチ（現 ㈱レーサム）入社 2000年10月 ㈱ガイアックス 入社 2002年11月 ガイアックスコリア㈱ 入社 2005年3月 ㈱トゥーライズ 代表取締役 2007年4月 ㈱ガーラ 入社 2007年4月 ㈱ガーラモバイル 代表取締役 2008年7月 ㈱ガーラジャパン 取締役COO 2011年9月 ㈱TAVA（現 ㈱RIF）代表取締役（現任） 2018年8月 （医）狭山中央病院 理事 2020年2月 ㈱五洋インテックス 入社 内部監査室長 2020年6月 ㈱五洋インテックス 管理本部長 2021年8月 ㈱五洋インテックス 取締役管理本部長 2022年6月 ㈱海帆 入社 2024年9月 ㈱Kaihan Medical 代表取締役（現任） 2025年6月 ㈱海帆 管理本部長（現任） 2025年10月 ㈱K-Beauty Japan 代表取締役（現任）	-
5	※ しまづ やすし 嶋 津 靖 (1962年5月28日)	1988年10月 共立商事㈱ 代表取締役 1994年4月 アイケイエステム㈱ 代表取締役 1996年11月 ㈱ホーガウェル 代表取締役 2002年7月 ㈱ベリーケイ 専務取締役 2012年6月 ㈱ワイエスホーム 代表取締役 2016年1月 UKホールディングス㈱ 執行役員 2017年9月 UKホールディングス㈱ 代表取締役（現任） 2021年4月 （同）伊豆大川プロパティーズ 代表社員（現任） 2025年7月 ㈱はれや代表取締役	-

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
6	※ ますもと だいすけ 増 元 大 輔 (1987年11月22日)	2010年4月 ばんせい証券 入社 2011年10月 (株)ファインドスター 入社 2015年11月 (株)リアライズ 取締役(現任) 2024年5月 (株)キレイト 取締役(現任) 2025年9月 当社監査等委員である取締役就任 (現任)	-

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者の法律上の損害賠償金、争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害の場合には填補の対象としないこととしております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査等委員、執行役員及びその他会社法上の重要な使用人であり、本議案が原案通り承認可決された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名のうち、青木健一郎氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、また、増元大輔氏は本定時株主総会終結の時をもって辞任することとなっております。

つきましては、監査等委員である取締役2名の退任に伴い、新たに監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	※ あおき けんいちろう 青 木 健一郎 (1983年1月26日)	2003年4月 大和冷機工業(株) 入社 2005年10月 青月庵 開業 2018年5月 (株)Btree設立 代表取締役(現任) 2025年1月 当社監査等委員である取締役(現任)	-
2	※ ふじわら えいいち 藤 原 英 一 (1979年10月6日)	2004年12月 有限責任あずさ監査法人 入社 2006年9月 新日本有限責任監査法人 入社 2010年10月 富士火災海上保険(株)(現AIG損害保険(株)) 入社 2016年3月 HOYA(株) 入社 2020年9月 (株)B4F 入社 2021年4月 東京シェアツォサービス(株) 入社(現任) 2022年6月 藤原公認会計士事務所 開設(現任)	-

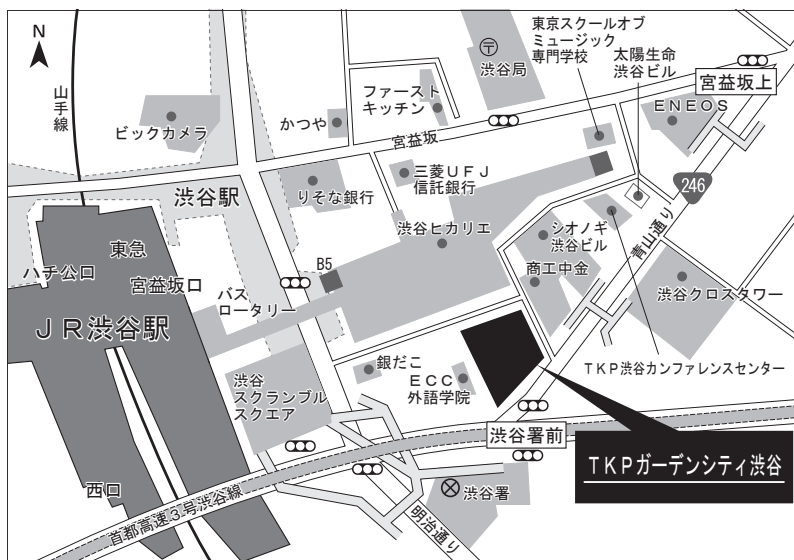
- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 青木健一郎氏及び藤原英一氏は、社外取締役候補者であります。
4. (1) 青木健一郎氏につきましては、
長年に亘り、自ら事業を立ち上げ、代表者として事業を拡大してきており、豊富な知見と経験から導かれるリスク管理の経験や洞察力を有しており、経営戦略の健全性とリスク対応力に強化に寄与して頂きたいため、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 藤原英一氏につきましては、会計分野における豊富な経験と高い専門知識を有しており、当社の監査体制の維持・更なる強化および経営監督を適切に行っていただくため、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。
5. 刈谷龍太氏は、現在、当社の監査等委員である取締役であります。在任期間は、本総会終結時をもって1年となります。
6. 当社は、青木健一郎氏及び藤原英一氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者の法律上の損害賠償金、争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害の場合には填補の対象としないこととしております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査等委員、執行役員及びその他会社法上の重要な使用人であり、本議案が原案通り承認された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル5階

TKPガーデンシティ渋谷 カンファレンスルーム5C

電話番号 03-6418-1073



- 交通 ▶ J R 山手線・埼京線・湘南新宿ライン「渋谷」駅
ハチ公口より徒歩3分
- ▶ 東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線「渋谷」駅
B5番出口より徒歩5分
- ▶ 東急東横線・田園都市線「渋谷」駅
B5番出口より徒歩5分